



保学第113号
令和4年3月29日

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底 について (通知)

このことについて、令和4年3月11日付け、保学第109号により対応いただいているところですが、このたび、岡山県のオミクロン株リバウンド防止特別対策期間が3月31日で終了すること等を踏まえ、4月1日から部活動の取扱いを次のとおりとします。

現状として、10代以下の新規感染者の割合は依然として高く、高校生年代の新規感染者の増加も見られることから、オミクロン株の特性も踏まえ、これまでと同様の危機意識を持って、適切に対応願います。学校からの報告の中には、体調不良であるにも関わらず部活動を行っている生徒も確認されており、これから部活動が本格化する時期を迎える中で、部活動が関連する場面が原因と考えられる新規感染者が増加した場合、再度、部活動に制限をかけざるを得なくなることも想定されます。

については、引き続き、別添「部活動再開のチェックリスト」等も参考にしながら、感染症対策に万全を期すよう、よろしく願います。

また、大会直前に部員等に感染が判明した場合などは、大会等への参加を辞退せざるを得ないことも考えられることから、事前に大会等の参加規程等を確認し、適切に対応するよう願います。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 通常の活動

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動については、地域の感染状況を踏まえ、自粛も含め慎重に検討すること。

また、練習開始時の集団走でのかけ声など、近距離でのかけ声や向かい合って発声等は避けること。

屋内での活動の場合は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)」に示す換気の徹底について留意すること。

なお、生徒と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないことはもとより、顧問等は、活動の実施状況や生徒の健康状態を必ず確認し、発熱等の風邪の症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養を徹底すること。

感染者が確認された場合には、該当の部活動は、直ちに活動を中止すること。

2 対外試合等

(1) 対外試合や合宿等の実施(公式な大会や演奏会等を除く)

複数校の集まる試合等で集団感染が発生していることや、バス等での集団移動時の会話や飲食等により感染リスクが高まることなどから、対外試合や合宿等の実施については自粛も含め慎重に検討すること。

(2) 公式な大会や演奏会等への参加

大会や演奏会等への参加に当たっては、「部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項」(令和2年12月22日付け、保学第64号)を遵守し、感染症対策に万全を期すこと。

なお、県外の大会や演奏会等への参加については、十分な感染症対策が講じられている公式戦等(全国・中国大会等)への参加を除き、自粛すること。

3 特に注意が必要な場面

(1) 飲食の場面

活動時間内の休憩時や活動時間の前後において、生徒同士や教職員との飲食の場面で感染が疑われる事例が多数発生していることから、活動時間の工夫等により、飲食の場面を作らないことが望ましいが、やむを得ず飲食の場面が生じる場合は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、会話を控えるなどの工夫をすること。また、水分補給等の場合も同様の対応をすること。

なお、飲食の前後に会話する場合は、必ずマスクを着用すること。

(2) 更衣の場面

部室での会話(密閉空間における近距離での会話)により、濃厚接触者に特定された事例もあることから、部室や更衣室等を利用する際にも必ずマスクを着用し、外す場合は会話をしないこと。また、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

(3) 帰宅途中の飲食場面

部活動終了後の帰宅途中にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食する場面も見られることから、校外においても、(1)及び(2)の対応を踏まえ、十分に注意すること。

4 マスクの着用

運動時は、身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。

特に、呼吸が激しくなる運動を行う際には、十分な呼吸ができなくなるリスクなどの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

合唱時は、原則マスクを着用することとし、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場合での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和2年12月15日付け、保健第281号)を踏まえて、感染症対策を徹底すること。

なお、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、合唱時等を含めて、マスクの着用時は、生徒等の体調の変化に注意し、教員は適切な声かけ等を行い必要に応じて他の生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596